

公益社団法人 日本地震工学会 会員規則

2013 年 3 月 29 日制定

2014 年 3 月 13 日改定

2017 年 5 月 19 日改定

2023 年 4 月 1 日改定

2025 年 4 月 11 日改定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 2 章の目的及び事業、並びに第 12 章の規則に基づき、この法人の会員の入会及び退会、並びに、入会金及び会費の納入に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 入会及び退会

(入会基準及び手続)

第 2 条 この法人の会員として入会しようとする個人又は団体（法人）に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、別紙の基準により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第 3 条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(退会事由及び手続)

第 4 条 理事会が別に定める退会届を提出して、会員は、会費を完納したうえ、任意に退会することができる。

ただし、学生会員(研究室パック)の退会については、会費を完納したうえ、入会時期に関わらず、入会年度の年度末で手続きなしに自動的に会員資格を失う。

- 2 定款第 10 条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
- 3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費、その他の拠出金は返還しない。

(再入会)

第 5 条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第 2 条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会申込に対しては、第 2 条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、未納の入会金及び会費がある場合には、第 14 条に定める特典を受けた期間の当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後、3 年間は、再入会を認めないこととする。

第 3 章 入会金及び会費

(入会金)

第 6 条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

- (1) 正会員 1,000 円
- (2) 法人会員 なし
- (3) 学生会員、学生会員（研究室パック） なし

(入会金の納期)

第 7 条 入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から 90 日以内に納入しなければならない。

(会費)

第 8 条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

- (1) 正会員 12,000 円
- (2) 法人会員 特級 300,000 円
A 級 150,000 円
B 級 75,000 円
C 級 30,000 円
- (3) 学生会員 4,000 円
学生会員(研究室パック) 2,000 円

- 2 海外在住の会員は、会費のほかに、配布する出版物の送料として理事会で適当と認め

た金額を納入しなければならない。

- 3 学生会員が引き続いて正会員になる場合は、正会員 1 年目の会費を 4,000 円とする。

また、学生会員（研究室パック）が引き続いて正会員になる場合は、正会員 1 年目の会費を 4,000 円とする。

（会費の納期）

第 9 条 会費は、毎事業年度、原則として 3 月 31 日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

- 2 会費滞納に対する催告及び懲戒手続きについては、別に理事会において定める。

（中途入会の会費及び納期）

第 10 条 事業年度の中途に入会した正会員の当該事業年度の会費は、入会申込日が 3 月から 5 月までの場合は年額の全額、6 月から 8 月までの場合は年額の 75%、9 月から 11 月までの場合は年額の 50%、12 月から 2 月までの場合は年額の 25%とする。

- 2 法人会員および学生会員、学生会員（研究室パック）は年度途中入会でも年額の全額を納付する。

- 3 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から原則として 30 日以内とする。

（入会金及び会費の免除）

第 11 条 理事会は、次のいずれかに該当する個人会員については、第 6 条及び第 8 条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除を議決することができる。この場合、該当する個人会員に対しては、届出書の提出を求めることとする。なお、会費の免除については届けがなされた当該年度（単年度）の会費の免除に限定する。

- (1) 特に多額の会費を納入する団体（法人）会員に所属する正会員又は学生会員について、当該団体（法人）会員から入会金又は会費若しくは入会金及び会費の免除申請があった場合

- (2) 別紙に示すように免除すべき相当の事由があると認める正会員又は学生会員

- (3) 名誉会員

（会費の使途）

第 12 条 会費はその 50%を、定款第 4 条に示す地震工学および地震防災に関する学術・技術・教育の進歩発展をはかり、地震災害の軽減に貢献する事業のように公益事業に使用し、残りの 50%は本学会の管理運営に使用する。

第 4 章 会員の権利と特典

(会員の権利)

第13条 定款第3章第5条第4項に記載の権利を持つ。

(会員の特典)

第14条 会員は別に定める特典を受けることができる。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第15条 会員が会員資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第5章 雑則

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行い、社員総会に報告する。

附則

- 1) この規則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) この規則の変更は2026年4月1日より施行する。

(別紙)

入会申込書に記載する主要事項

1. 正会員及び学生会員

- (1) 入会に際しての誓約
- (2) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・Fax・メールアドレス
- (3) 勤務先名称、所属部署・役職名、住所、電話・Fax・メールアドレス
- (4) 最終学歴
- (5) 会費請求書及び資料等の送付先
- (6) 個人情報公開についての同意・不同意の確認
機関紙等での公表とその範囲（氏名、勤務先）
勤務先からの問合せがあった場合（氏名、会員種別、入会日）

2. 法人会員

- (1) 入会に際しての誓約
- (2) 団体（法人）名、所在地
- (3) 代表者氏名、役職
- (4) 事務連絡者（氏名、所属部署、役職名、電話・Fax・メールアドレス）
- (5) 年会費額

入会の基準

1. 正会員 原則として地震工学・地震防災の分野に関する学歴・経験をもつ個人で、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 高等専門学校または同程度以上の学校を卒業し、実務経験をもつ者
- (3) 高等学校を卒業し、実務経験をもつ者
- (4) 上記の分野以外を専門とする者または外国の学校を卒業した者の正会員としての資格は前各号に準じ、かつ、この会の目的に寄与するに必要な経験を持つ者とする。
- (5) その他理事会で、前各号と同等と認められた者

2. 法人会員 地震工学・地震防災およびこれらに関連する次の事業を営む法人等とする。

- (1) 建設業、建設設計業、建設コンサルタント、建材業、その他これらに準ずるもの
- (2) 製造業、公益事業、報道・情報事業、保険業、その他これらに準ずるもの

3. 学生会員、学生会員（研究室パック） 地震工学あるいは地震防災に関連する学術・技術を学ぶため、大学院、大学、専門学校、高等学校およびこれに準ずる学校に在学中

の個人とする。また、学生会員（研究室パック）は前述に定める事項に追加して、正会員（研究室教員）の名前を付して入会申込する個人とする。

再入会

1. 再入会に当たって、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、第14条に定める特典を受けた期間の当該未納分を支払わない限り、再入会は認めないこととした。特典を受けたことに対する対価を要求するものである。
2. 未納の会費について、定款第10条の定めにより、会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき会員資格が喪失することから、支払うべき未納の会費は1年分とする。

入会金及び会費の免除

1. 入会金及び会費の免除を申請しようとする個人会員は、別添の届出書を提出する。
2. 免除すべき相当の事由とは、例えば大規模地震災害等に遭遇し、入会金及び会費の支払いが困難な場合等をいう。

(別添)

年 月 日

公益社団法人日本地震工学会 宛

入会金・会費免除届

免除区分	☐ 入会金及び会費 ☐ 入会金のみ ☐ 会費のみ
申請者の 会員区分	☐ 法人会員に所属する正会員又は学生会員 ☐ 正会員 ☐ 学生会員 ☐ 名誉会員 ☐ 学生会員（研究室パック割）
申請者	法人会員名： (会員番号：) 法人会員代表者役職・氏名： 印 個人会員氏名： 印 (会員番号：) ※学生会員（研究室パック割）入会申請の方は下記を追記 正会員（研究室教員）の氏名 印 (会員番号：)
免除事由	

注記：□欄は該当するものにチェックして下さい。

ご記入の上、FAX(03)5730-2830 又は office@general.jaee.gr.jp までご送信下さい。